

## 1 地域別検討協議会の設置

### (1) 設置の趣旨

公立高等学校の配置については、高校を取り巻く環境の著しい変化に伴い、様々な課題がみられる。これらの課題の解決に向けて、通学区域ごとに市町村関係者及び学校関係者等と意見を交換し、地域との連携を深めるため、本協議会を開催する。

### (2) 会議の開催方法等

ア 開催方法 学区ごとの開催を基本とする。

イ 参加対象者 学区ごとに概ね以下の参加者を募る。

- ① 市町村長
- ② 市町村教育委員会教育長
- ③ 高等学校長及び中等教育学校長
- ④ 中学校長（義務教育学校の校長含む）（各市町村代表者1名）
- ⑤ 小学校長（義務教育学校の校長含む）（各市町村代表者1名）
- ⑥ 地区協議会またはPTA関係者など（各市町村代表者2名）
- ⑦ 私学関係者（所在学区のみ）
- ⑧ 経済団体関係者（公立高校所在市町村代表者1名）

ウ 協議会の公開

協議会は公開とし、希望者がある場合は傍聴を認めることとする。  
なお、傍聴に係る取扱いは別に定める。

エ 開催時期及び会議の内容

時 期	内 容
4～5月	次年度以降の公立高等学校配置計画についての説明及び協議等
7月	学区ごとの最終意見調整

※ 開催方法、参加対象者、時期及び会議の内容については、概ね上記を想定しているが、各学区の状況や開催時期などに応じて、弾力的に対応することとする。

## 2 参加者に対する通知

教育局長から参加者に対し、開催の通知をするほか、協議会開催の概ね1週間前までに、協議会の日程などを事前に公表する。

## 3 その他

上記1-(2)-イの参加対象者のうち、隣接学区への進学者が多いなどの理由から、当該隣接学区で開催される協議会への出席を希望する者がいる場合は、学校教育局高校教育課が関係教育局と調整を行うものとする。